

袖ヶ浦市地域福祉計画
(第3期)
【概要版】

令和2年6月
袖ヶ浦市

第1章 計画の策定にあたって

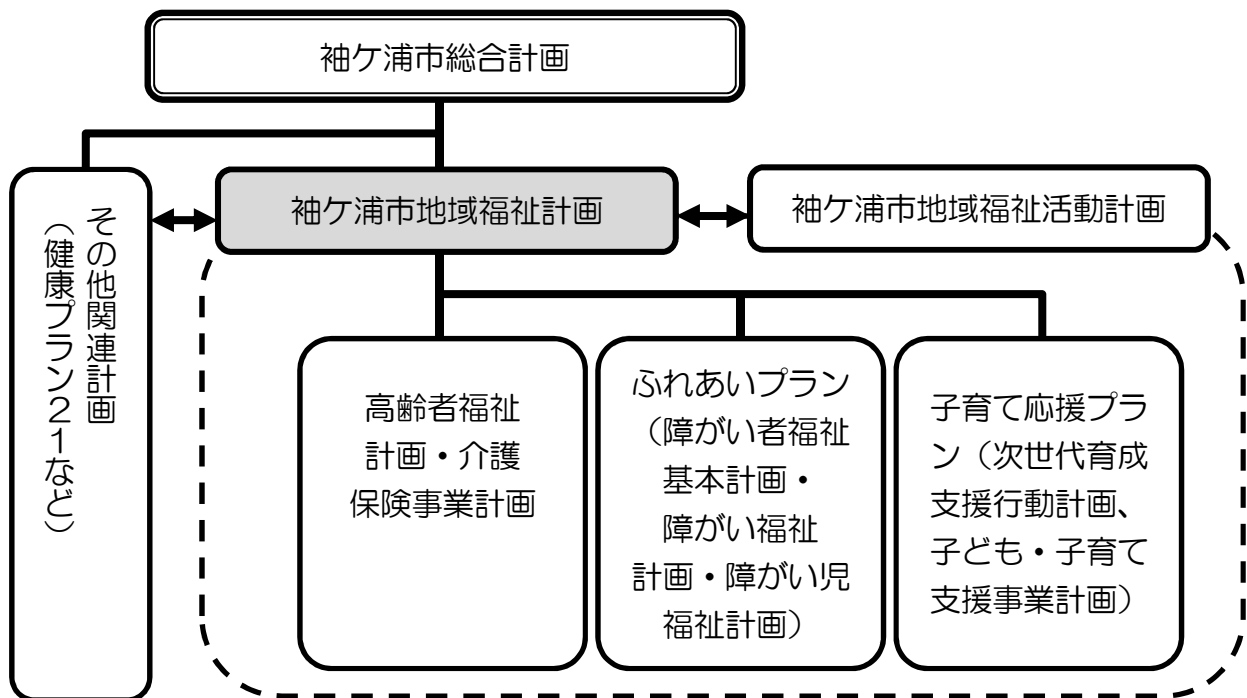
1 計画策定の背景

市では、社会情勢の変化や市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう、平成27年3月に、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とした、袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）（以下、「前計画」という。）を策定し、様々な取組を進めてきました。

前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画を振り返るとともに、新たな国等の考え方や社会情勢を踏まえ、市のさらなる地域福祉の推進を図るため、このたび、袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」の目指す将来の姿や施策体系を踏まえ、市民、地域、行政の協働のあり方など、地域福祉を推進するための方策をまとめたものです。



3 計画期間

本計画は令和2年度を計画の初年度とし、計画期間は、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」との整合を図り、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

本計画においては、市民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って、地域福祉を推進していくうえで地域と市、市社協など関係機関が互いに協力していくという考え方を大切にして、市民誰もが個人として尊重され、その人らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、基本理念を設定します。

(基本理念)

**「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい
安心で充実した生活をおくれるまちづくり」**

基本理念をもとに地域福祉を推進していくにあたり、各施策や事業を横断的に照らす3つの基本視点を設定します。

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切にし、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるようにしていきます。

○基本視点2 包括的な支援体制づくりを推進します

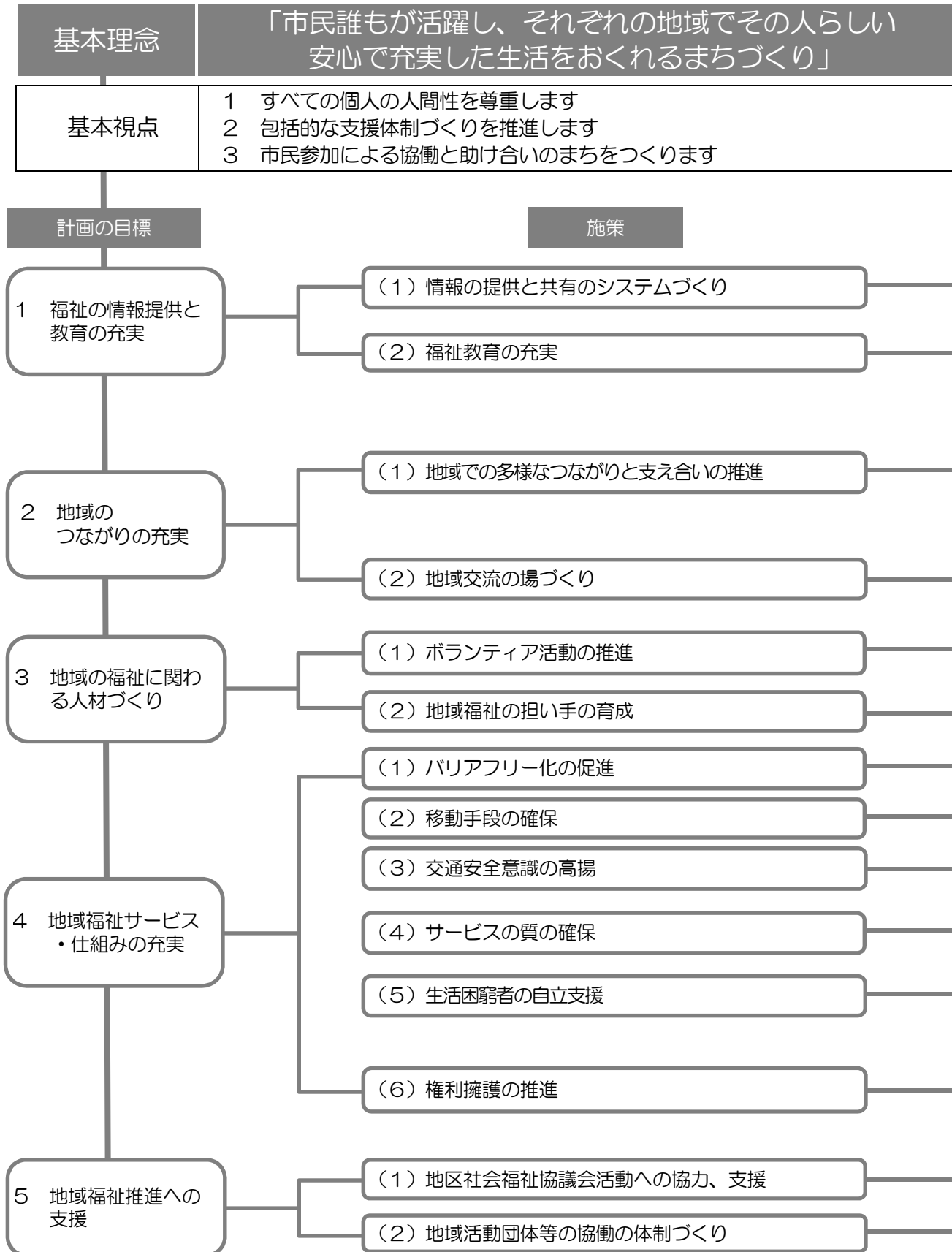
- ・地域包括ケアシステムにおける支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりは、これからの地域共生社会の実現に向けてのベースとなる考え方、仕組みです。現在の取組を着実に進めつつ、「必要な支援を包括的に提供する」ことができるよう、地域福祉を推進する体制の充実を図るとともに、地域の多様なネットワークの連携と協働を深め、総合的な地域福祉を推進します。

○基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、行政とともに参加し協力して活動できる環境をつくります。

2 計画の体系

本計画の施策体系を、以下のとおり定めます。これらの施策を総合的かつ計画的に、互いに連携を図りながら推進します。



展開する施策

① 福祉に関する総合的な情報提供の充実

- ① 家庭における教育の推進
- ② 学校における福祉教育の推進
- ③ 生涯学習としての福祉教育の推進

- ① 身近な地域でのつながりを深める取組
- ② 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進
- ③ 地域における支え合いの促進
- ④ 防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進
- ⑤ 日常における防災対策の普及
- ⑥ 災害時要援護者の支援

- ① 身近な交流の場づくりの推進
- ② 公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進

- ① ボランティアセンター等の支援
- ② 各種ボランティア養成の支援

- ① 地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援
- ② 福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上

① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

① 移送サービスの充実

① 交通安全の推進

- ① 福祉に係る相談体制の充実
- ② 福祉に関する相談員の派遣
- ③ 福祉サービスの第三者評価等の普及啓発

① 生活困窮者の自立支援

- ① 成年後見制度利用支援事業の普及啓発
- ② 日常生活自立支援事業の普及啓発
- ③ 虐待防止対策の推進
- ④ 人権意識の啓発
- ⑤ 消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上

① 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

① 地域活動団体等の協働に向けた支援

第3章 基本目標と施策の展開

計画の目標1 福祉の情報提供と教育の充実

(1) 情報提供と共有のシステムづくり

①福祉に関する総合的な情報提供の充実	
「広報そでがうら」(市)、「社協だより」(社協)、各種福祉サービスガイドなどの配布や、市や社協のホームページへの掲載、福祉施設への各種パンフレットの設置等、対象者の年齢を考慮して届きやすい方法によって、制度の内容や改正などを含めた総合的な情報を提供します。また、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供に努めるとともに、多様なメディアへの対応も検討します。	
事業名 【所管課等】	○福祉に関する情報提供の充実【地域福祉課・障がい者支援課・介護保険課・高齢者支援課・子育て支援課・保育課・社会福祉協議会】 ○子育て支援ポータルサイトによる情報提供【子育て支援課】
関連事業名 【所管課等】	○市民活動情報サイトによる情報提供【市民活動支援課】 ○市政(まちづくり)講座【市民活動支援課】 ○職員出前講座【生涯学習課】

(2) 福祉教育の充実

①家庭における教育の推進	
幼児期においては、愛情により結ばれた親子のふれ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど子どもの心を育む家庭での教育を推進するための情報を提供していますが、今後はより幅広く提供できるよう、関係各課や関係機関等とともに実施方法や内容などの改善などを検討していきます。	
関連事業名 【所管課等】	○子どもを育む、学校・家庭地域推進事業【学校教育課】 ○家庭教育総合推進事業【生涯学習課・市民会館・公民館】
②学校における福祉教育の推進	
学校教育として福祉に関する体験学習などを実施し、引き続き、児童や生徒などが地域の一員として福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てるとともに、今後は学習内容の更なる充実も図っていきます。	
事業名 【所管課等】	○福祉教育推進事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○福祉体験学習等による福祉教育の推進【学校教育課】

③生涯学習としての福祉教育の推進	
市民を対象として、福祉や家庭教育に関する内容の講座などを開催します。また、生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育の実施や、その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに講座内容の検討を進めていきます。	
事業名 【所管課等】	○地域福祉フェスタ【社会福祉協議会】 ○ボランティア養成事業【社会福祉協議会】 ○福祉教育推進事業（再掲）【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○家庭教育総合推進事業（再掲）【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○青少年教育推進事業【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○成人教育推進事業【生涯学習課（三学分）】 ○高齢者いきがい促進事業【市民会館・公民館】

計画の目標 2 地域のつながりの充実

(1) 地域での多様なつながりと支え合いの推進

①身近な地域でのつながりを深める取組	
人と人とのつながりの基本であるあいさつを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取組を進めます。	
関連事業名 【所管課等】	○自治会の加入促進への取組【市民活動支援課】 ○子どもを育む、学校・家庭地域推進事業（再掲）【学校教育課】
②要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進	
児童、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持つことが重要です。今後は対象となる方の更なる増加が予想されることから、高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者の拡大などを含め、隣近所の見守りや声かけなどの地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。	
事業名 【所管課等】	○高齢者見守りネットワーク事業【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議【生涯学習課・市民会館・公民館】

③地域における支え合いの促進

住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動活性化の促進や、自治会やシニアクラブ等への加入促進などにより、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを促進します。また、生活支援体制整備事業において住民等の多様な主体が参画し、生活支援の多様なサービスを実施することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施します。

事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会運営事業の支援【地域福祉課】 ○地域福祉活動団体支援事業<新規>【地域福祉課】 ○介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）【高齢者支援課】 ○生活支援体制整備事業【高齢者支援課】 ○シニアクラブ活動支援事業【高齢者支援課】 ○認知症サポーター等養成事業【高齢者支援課】 ○シルバー人材センター支援事業【高齢者支援課】 ○世代間支え合い家族支援事業【高齢者支援課】、
関連事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の加入促進への取組（再掲）【市民活動支援課】

④防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進

子どもの通学時や遊びの時間帯などにおいて、不審者から子どもの安全を守るため、保護者、区・自治会、学校、警察などの関係機関が連携した防犯パトロールや「ながらパトロール」などの自主防犯活動がより活発になるよう支援し、地域の防犯活動の充実に取り組みます。

関連事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防犯体制強化事業【市民活動支援課】 ○子どもの安全確保事業【学校教育課】 ○児童・生徒指導センター運営事業【総合教育センター】 ○子ども安全パトロールの実施【市民会館・公民館】
------------------------	--

⑤日常における防災対策の普及

日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、防災訓練の実施、住宅用火災警報器等の各種防災機器システムの普及などを進めてきましたが、引き続き、様々な方法で情報の伝達を行い、防災訓練の普及啓発に努め、各種防災機器システムの設置を促進します。

また、自主的な防災組織の結成促進を図るため、その必要性の周知や地域住民の意識啓発に取り組んできましたが、地域によって関心度が異なるため、地域性を考慮して周知や啓発に取り組めます。

事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の指定・整備【危機管理課】 ○防災訓練の実施【危機管理課】 ○自主防災組織整備事業【危機管理課】 ○住宅用火災警報器の設置促進【消防本部・予防課】

⑥災害時要援護者の支援	
<p>高齢者や障がいのある人などは、災害発生時には自力での避難が困難となり、地域による支援が必要となります。特に、要援護者を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていく必要があるため、個人情報保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員・児童委員等と連携し地域で要援護者を見守る体制の整備を進めます。</p>	
関連事業名 【所管課等】	<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の支援【危機管理課】 <input type="checkbox"/> 福祉避難所の指定・整備（再掲）【危機管理課】 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震化促進事業【都市整備課】

(2) 地域交流の場づくり

①身近な交流の場づくりの推進	
<p>子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での活動の場づくりを引き続き支援します。また、地区単位で地域の核である地区社会福祉協議会に運営事業補助金を交付し、地域の特性に合った交流の場づくりを支援します。</p>	
事業名 【所管課等】	<input type="checkbox"/> 地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲）【地域福祉課】 <input type="checkbox"/> 地域ふれあいサロンの設置【地域福祉課・社会福祉協議会】 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業【保育課】 <input type="checkbox"/> 地域世代間交流事業【保育課】
関連事業名 【所管課等】	<input type="checkbox"/> 外国人住民への交流イベントの情報提供【市民活動支援課】 <input type="checkbox"/> 放課後子ども教室推進事業【生涯学習課】 <input type="checkbox"/> ひらおかハッピータイム【平岡公民館】

②公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進	
<p>地区社会福祉協議会の拠点や、世代間交流、地域交流、ボランティア交流の場とするため、公民館などの公共施設等の有効活用などを検討し、地区集会施設などの施設を拠点として活用できるよう支援します。</p>	
事業名 【所管課等】	<input type="checkbox"/> 公共施設等の有効利用の促進【地域福祉課・社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	<input type="checkbox"/> 区等集会施設整備補助事業【市民活動支援課】

計画の目標3 地域の福祉に関わる人材づくり

(1) ボランティア活動の推進

①ボランティアセンター等の支援	
<p>ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター機能の充実、NPOなどの活動を支援し、周知についてはボランティア受け入れ側の視点も考慮して、より一層力を入れていきます。また、ボランティアセンターやNPOなどとの情報共有による連携を推進し、市民活動情報サイトの利便性向上を図るなどボランティア活動の活性化に役立つ施策に関する周知に努めます。</p>	
事業名 【所管課等】	○ボランティアセンターの運営支援【地域福祉課】 ○ボランティアセンターの運営【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○市民活動情報サイトによる情報提供（再掲）【市民活動支援課】

②各種ボランティア養成の支援	
<p>高齢者、障がいのある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、社会福祉協議会が開催する各種ボランティアやボランティアリーダー養成を支援し、幅広い年齢層のボランティアの確保、特に若年層ボランティアの確保に向けた支援の充実を目指します。</p>	
事業名 【所管課等】	○ボランティア養成事業（再掲）【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○生涯学習ボランティア促進事業【生涯学習課】 ○おはなし会ボランティア推進事業【中央図書館】

(2) 地域福祉の担い手の育成

①地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援	
<p>地域福祉活動の内容を充実し活動を継続していくため、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともにその養成を支援していきます。また、ボランティア養成と同様に、幅広い年齢層、特に若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。</p> <p>地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が効果的に展開されるよう、地域福祉に関する情報などを適時提供するとともに、その活動を地域に周知を図るための支援を行います。</p>	
事業名 【所管課等】	○民生委員児童委員活動事業【地域福祉課】 ○民生委員児童委員協議会活動事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○市政（まちづくり）講座（再掲）【市民活動支援課】

②福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上	
地域福祉活動を円滑に進めるために、総合的な相談や指導に応じられるよう福祉専門職（社会福祉士）等をはじめ、職員の福祉に関する知識の充実に取り組んでいきます。	
事業名 【所管課等】	○福祉専門職員等の資質向上の取組【地域福祉課・障がい者支援課・介護保険課・高齢者支援課・子育て支援課・保育課・社会福祉協議会】

計画の目標 4 地域福祉サービス・仕組みの充実

(1) バリアフリー化の促進

①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	
高齢者、障がいのある人、妊婦や子育て中の人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、ユニバーサルデザイン [※] の考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していきます。また、高齢者などが住み慣れた家で生活できるよう居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。	
事業名 【所管課等】	○高齢者等住宅整備資金貸付事業【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○道路・交通安全施設の整備【土木建設課・土木管理課】 ○公園の整備【都市整備課】

(2) 移動手段の確保

①移送サービスの充実	
高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民が、公共施設や医療機関などを利用する際、移送ボランティアなど、市民の協力による送迎手段を確保することを推進します。	
事業名 【所管課等】	○重度心身障がい者福祉タクシー事業【障がい者支援課】 ○福祉カー管理運営事業【障がい者支援課】 ○高齢者移動支援事業＜新規＞【高齢者支援課】 ○通院送迎（移送）サービス事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○地域公共交通づくり支援事業【企画課】

(3) 交通安全意識の高揚

①交通安全の推進	
<p>幼児から高齢者までの交通安全教育を実施し、市民意識の向上を図ります。特に、近年は高齢者の交通事故が増加傾向にあるため、シニアクラブなどを通じた交通指導の充実を図ります。また、運転者に向けた啓発活動にも取り組みます。高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、引き続き、警察への要望を行います。</p>	
<p>関連事業名 【所管課等】</p>	<p>○交通安全対策事業【市民活動支援課】 ○児童・生徒指導センター運営事業（再掲）【総合教育センター】</p>

(4) サービスの質の確保

①福祉に係る相談体制の充実	
<p>引き続き、生活困窮者に関しては自立支援相談窓口、高齢者に関しては地域包括支援センター、障がいのある人に関しては相談支援事業所、子育て支援に関しては子育て世代総合サポートセンターや保育所・子育て支援センターなど、相談体制の一層の整備に努め、必要に応じて各関係窓口が連携・協力するようにします。</p> <p>また、高齢者などへの訪問や情報提供を通じた地域ニーズの把握にも努めます。</p>	
<p>事業名 【所管課等】</p>	<p>○ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業【地域福祉課】 ○生活困窮者自立支援事業【地域福祉課】 ○相談支援事業【障がい者支援課】 ○子育て世代包括支援事業【子育て支援課・健康推進課】 ○地域子育て支援拠点事業（再掲）【保育課】</p>

②福祉に関する相談員の派遣	
<p>要介護認定を新規に受けた人については、介護相談員が訪問し、サービスの利用状況を聞き取るほか、各種相談に応じます。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに定期的に訪問し、利用者の声を聞いて施設サービスの改善に反映させます。こうした活動がサービスの周知や見守りなどに効果があがっており、更なる質の向上を図ります。</p>	
<p>事業名 【所管課等】</p>	<p>○介護相談員派遣等事業【介護保険課】</p>

③福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発	
<p>事業所等における福祉サービスの質の向上や、福祉サービス利用者による事業所の適切な選択に資するため、福祉サービス情報の公表や第三者評価等について普及・啓発します。</p>	
<p>事業名 【所管課等】</p>	<p>○福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発【障がい者支援課・介護保険課・子育て支援課】</p>

(5) 生活困窮者の自立支援

①生活困窮者の自立支援	
生活困窮者が生活保護に陥らないように、その前段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員を配置した相談窓口を設置し、支援につなげていきます。	
事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業（再掲）【地域福祉課】 ○学習支援事業【地域福祉課】 ○地域福祉活動団体支援事業<新規>（再掲）【地域福祉課】 ○生活福祉資金貸付【社会福祉協議会】

(6) 権利擁護の推進

①成年後見制度利用支援事業の普及啓発	
認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、日常生活を営むのに支障があり、後見等開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。また、制度の普及啓発にも引き続き取り組みます。	
事業名 【所管課等】	○成年後見制度利用促進事業【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会】

②日常生活自立支援事業の普及啓発	
高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスの利用の促進を図ります。また、制度の利用が必要となる前の段階での対処が重要であることの周知を図り、効果的な制度の活用を目指します。	
事業名 【所管課等】	○日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

③虐待防止対策の推進	
児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施しており、今後もそれぞれのケースにきめ細かく対応し、一層の支援充実を目指します。高齢者や障がいのある人については、制度の周知を図りつつ、成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応等をしていきます。また、関係機関や近隣市との情報共有など連携体制の構築を検討します。	
事業名 【所管課等】	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者虐待防止対策支援事業【障がい者支援課】 ○高齢者虐待防止事業【高齢者支援課】 ○虐待防止対策の推進【子育て支援課】

④人権意識の啓発	
障がいの有無・性別・国籍等をはじめとした「違い」について理解し、お互いを認め合い、差別されることなく一人ひとりが尊重される社会、また、男女がともに個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指し、意識醸成に向けた啓発活動に取り組みます。	
関連事業名 【所管課等】	○人権擁護事業【市民活動支援課】 ○男女共同参画推進事業【市民活動支援課】

⑤消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上	
悪質商法や架空請求等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する情報の収集に努め、注意喚起のための情報提供体制の強化や消費生活相談員のスキルアップ、相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。	
関連事業名 【所管課等】	○消費生活相談・消費者意識啓発事業【商工観光課】

計画の目標 5 地域福祉推進への支援

(1) 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

①地区社会福祉協議会活動への協力、支援	
地区社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開ができるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	○地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲）【地域福祉課】 ○地区社会福祉協議会活動の充実【社会福祉協議会】
地区社会福祉協議会事業	○昭和地区社会福祉協議会、長浦地区社会福祉協議会 蔵波地区社会福祉協議会、根形地区社会福祉協議会 平岡地区社会福祉協議会、中富地区社会福祉協議会

(2) 地域活動団体等の協働の体制づくり

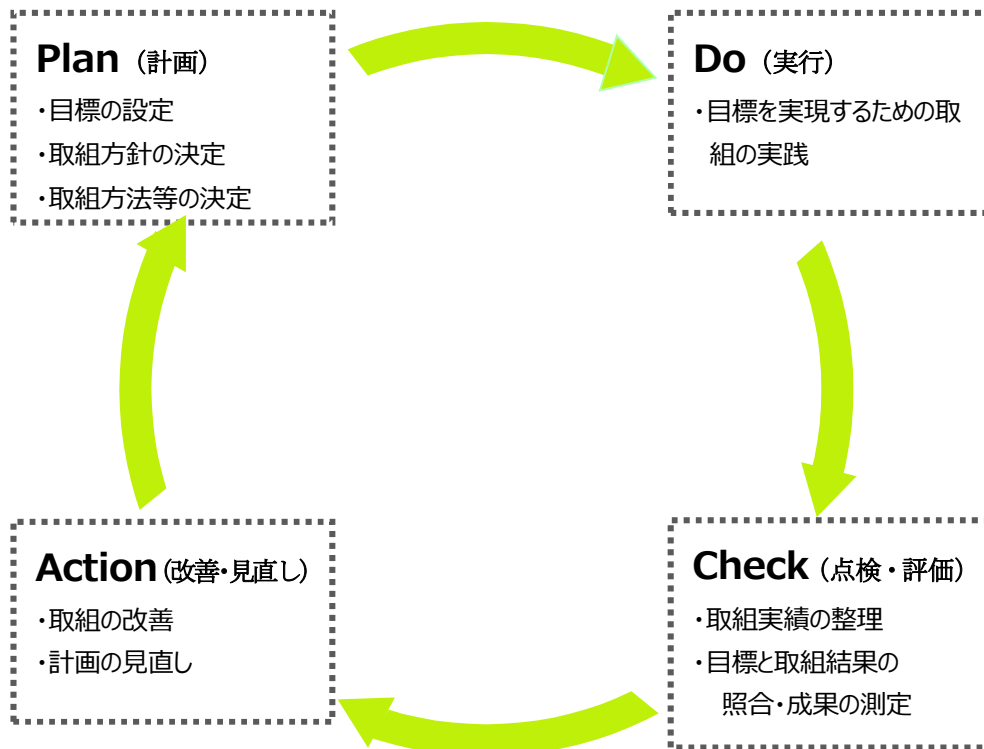
①地域活動団体等の協働に向けた支援	
地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、相互に連携・情報共有ができるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	○地域福祉推進地区懇談会の設置【地域福祉課】 ○生活支援体制整備事業（再掲）【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○青少年育成地区住民会議への支援【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○総合型地域スポーツクラブ活性化事業【体育振興課】

第4章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局に事業の進捗状況を毎年度照会し、実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

その進捗管理・評価を、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクル*に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただいた上で、その内容を公表します。

さらに、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。



市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

また、本計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」の一体的な推進により、袖ヶ浦市社会福祉協議会との連携を図ります。このほか、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の市民団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCAサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）

発行 袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

TEL 0438-62-2111（代表）